

車が自転車等を追い抜く際に、 自転車等の安全を確保するための規定が創設 (法第18条関係)

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合(側方通過時)に、
両者の間に十分な間隔がないときは

自動車等は ※ここでいう「自動車等」とは、自動車や原付バイク(特定小型原動機付自転車を除く)のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

歩行者等側方通過義務違反 **罰則** 3カ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

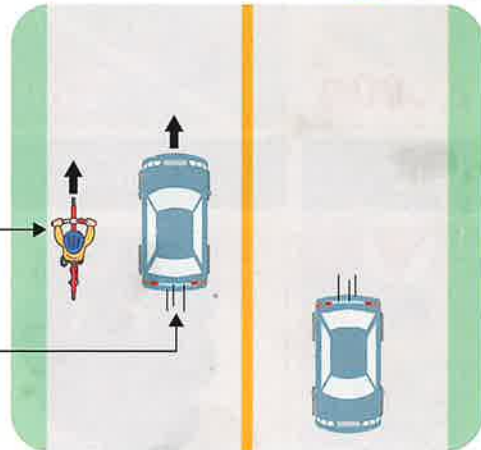
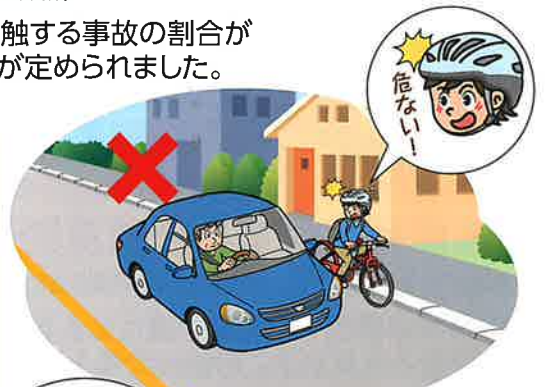
違反点 2点 **反則金** 大型車 9,000円 普通車 7,000円
二輪車 6,000円 原付等 5,000円

自転車等は ※ここでいう「自転車等」とは、自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

被側方通過車義務違反 **罰則** 5万円以下の罰金

反則金 原付等 5,000円



普通・準中型仮免許の年齢要件が、 18歳から「17歳6カ月」に引き下げに (法第88条及び第96条関係)

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※普通免許等の交付の年齢要件は引き続き18歳です。

(道交法改正に伴う施行規則の改正)

※運転免許試験成績証明書の交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。(規第28条関係)

【改正前】

仮免許も
本免許も
18歳で
受験と交付。



早生まれの人は高校在学中等に普通免許を受験することが難しく、進学・就職前に取得できないなどの影響がある場合も。

【改正後】

普通自動車と準中型自動車の
仮免許は
17歳6カ月で交付可能。

※本免許は18歳で
交付されます。



仮免許を早期に取得できることで、
免許取得までの期間を有効に使えるため、
早生まれに限らず高校在学中等にゆとりを
もって準備が可能に!